

標 準 契 約 書

(訪問リハビリテーション)

(介護予防訪問リハビリテーション)

医療法人社団 白美会

介護老人保健施設さくら苑

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション標準契約書

利用者_____様（以下「利用者」と略します。）と事業者 医療法人社団 白美会（以下「事業者」と略します。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を結びます。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供します。

（契約期間）

第2条 この契約書の期間は、令和____年____月____日から 令和____年____月____日までとします。ただし、契約期間満了日以前に、利用者が要介護（又は要支援）状態区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（又は要支援）認定有効期間の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合は、本契約は自動的に更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

（運営規程の概要）

第3条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービス等の内容等）、従業者の勤務の体制等は、別紙重要事項説明書（以下「説明書」と略します）に記載したとおりです。

（個別サービス計画の作成・変更）

第4条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

2 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその提供）

第5条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料等は、「説明書」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサ

ービスの内容を変更します。

- 3 事業者は、利用者が居宅サービス（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い、変更）

第6条 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「説明書」の記載に従い、事業者に対し、利用負担金を支払います。

- 2 利用料の請求や支払い方法は、「説明書」のとおりです。
- 3 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第7条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2月以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、1カ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業所は、前項の催告をした場合には、担当の居宅介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）

第8条 利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 ただし、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定に関わらず、利用者は予告期間を設けことなく直ちにこの契約を解約できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合
- 二 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- 一 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難になった場合
- 二 利用者が事業者の通常事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合は、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次に掲げるいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- 一 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- 二 第8条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 三 第6条第3項もしくは第8条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- 四 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
- 五 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 六 利用者が、介護保険施設へ入所した場合
- 七 利用者が、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護又は(介護予防)看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
- 八 利用者の要介護状態区分が自立となった場合
- 九 利用者が死亡した場合

(連帯保証)

第11条 身元引受人兼連帯保証人及び連帯保証人は、負担する一切の責務について極度額の範囲内で保証し、連帯して責務履行の責任を負います。

(損害賠償)

第12条 事業者は、サービス等の提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

3 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

- 第13条 事業者及び事業者の従業員は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者に漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲で使用します（別紙1）
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情対応)

- 第14条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「説明書」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行なった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容の記録の作成及び保存)

- 第15条 事業者は、サービス等の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- 2 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 3 事業者は、契約の終了にあたっては必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業所等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(緊急時の対応)

- 第16条 事業者は、現にサービス等の提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(利用者代理人)

第17条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

2 利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、事業者は成年後見制度等の内容を説明するものとします。

(非常災害対策)

第18条 事業者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災・避難訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対し万全を期します。

2 前項の実施について、地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上の防災・避難訓練を実施します。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

〈別紙１〉

個人情報の利用目的

介護老人保健施設さくら苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

〔利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的〕

①介護老人保健施設内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供するサービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ―入退所等の管理
 - ―会計・経理
 - ―事故等の報告
 - ―当該利用者の介護・医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ―利用者に居宅(介護予防)サービスを提供する他の居宅(介護予防)サービス事業者や居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ―利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ―検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ―家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ―保険事務の委託
 - ―審査支払機関へのレセプトの提出
 - ―審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

①当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ―当施設において行われる学生の実習への協力
 - ―当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ―外部監査機関への情報提供

【その他】

① 利用者様の写真や作成された作品を施設内に掲示することについて

☐ 掲示して良い。 ☐ 掲示を希望しない。

② 利用者様の写真を広報誌等に掲載することについて

☐ 掲載して良い。 ☐ 掲載を希望しない。

家族代表 私は、第13条に定める利用者、家族の個人情報の使用について、同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

以上のとおり、居宅介護サービス（又は介護予防サービス）に関する契約を締結します。
上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

年 月 日

利用者 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第13条に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

代筆者氏名 _____ 印 続柄（ ） _____

身元引受人
及び連帯保証人①

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

極度額 金500,000円

身元引受人
及び連帯保証人②

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

極度額 金500,000円

※身元引受人及び連帯保証人②の方は、別世帯で独自に生計を立てられる方をお願いします。

事業者

住 所 新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2 _____

事業者（法人）名 医療法人社団 白美会 _____

代表者職・氏名 理事長 種子田 吉郎 _____ 印 _____

1. 貴施設の諸規則並びにご指示を堅く守ります。
2. 利用料の支払いは、毎月 25 日までに必ず支払います。
3. 利用者本人が所定の料金を支払わない場合は、身元引受人が支払います。
4. 身元引受人が死亡・行方不明又は破産の申し立てなどで身元引受人としての資格を喪失した場合、その旨を貴施設へ報告し、新たに身元引受人を定めます。

標準契約書別紙

(兼重要事項説明書)

(訪問リハビリテーション)

(介護予防訪問リハビリテーション)

医療法人社団 白美会

介護老人保健施設さくら苑

訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書
＜2025 年 7 月 1 日現在＞

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県関係条例の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	医療法人社団 白美会
代 表 者 名	理事長 種子田 吉郎
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 新潟市南区大通黄金4丁目14番地2 (電話) 025-362-0260 (FAX) 025-362-0272

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	介護老人保健施設 さくら苑 訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	〒959-1327 加茂市千刈二丁目8番13号 (電話) 0256-53-5353 (FAX) 0256-53-5352
事業所番号 (指定年月日)	1570900223 (2013年 10月 1日指定)
管理者の氏名	中山 卓
利用定員	若干数

(2) 事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	常勤換算後の人数（人）	職 務 の 内 容
理学療法士ないし 作業療法士または 言語聴覚士等	1 以上	機能訓練指導

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	新潟市、加茂市、田上町、三条市
---------	-----------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日時

営 業 日	月曜日～土曜日まで ただし、年末年始（12/31～1/3）は除きます。
営 業 時 間	8：30～17：30

(5) サービス提供の担当者

担 当 職 員 の 氏 名	
管 理 責 任 者 の 氏 名	施設長 中山 卓

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	要介護、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

訪問リハビリテーションは、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、個別のリハビリ訓練により利用者の状況に適した機能訓練を行うとともに、生活等に関する相談及び助言を行うことにより、利用者の心身機能の維持、向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5 利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料金」は以下のとおりで、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に記載されている負担額です。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 利用料

【基本料金表】

訪問リハビリテーション費（1回につき）

	利用料
1回20分あたり	3,080円

○加算（1回につき）

種 類	利 用 料
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	1,800円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	2,130円
医師が利用者又はその家族に説明した場合	上記に加え2,700円
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は要介護認定を受けた日から 起算して3月以内 2,000円

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400円（3月以内、週2日まで）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30円
口腔連携強化加算	500円（1月1回まで）
退院時共同指導加算	6,000円（初回利用時）
通常事業の実施地域を超えてサービスをおこなった場合	所定単位数の100分の5に相当する単位を加算／回
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	－500円

介護予防訪問リハビリテーション費（1回につき）

	利用料
1回20分あたり	2,980円

○加算（1回につき）

種 類	利 用 料
短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は要介護認定を受けた日から起算して3月以内 2,000円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400円（3月以内、週2日まで）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	60円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	30円
口腔連携強化加算	500円（1月1日まで）
退院時共同指導加算	6,000円（初回利用時）
通常事業の実施地域を超えてサービスをおこなった場合	所定単位数の100分の5に相当する単位を加算／回
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	－500円
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	－300円（※）

- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者が直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※減算を行わない条件として3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。利用者ごとのリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。

(2) 利用料等のお支払方法

事業者は、当月の利用料等を請求書に明細を付して、翌月１０日に発行しますので、２５日までに窓口にて、現金でお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。
(尚、領収書は原則的に再発行しませんのでご注意ください)

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	管 理 者	中山 卓
		リハビリテーション科	渡邊 庄治郎
	ご利用時間	８：３０～１７：３０	
		上記時間以外は他の職員が対応	
	ご利用方法	電話（０２５６－５３－５３５３）	
		面接（当施設相談室）苦情箱（１階に設置）	
	その他相談窓口		
		・新潟県国民健康保険団体連合会	
		電話（０２５－２８５－３０３０	代表）
		（０２５－２８５－３０２２	苦情直通）
	・加茂市役所長寿あんしん課		
	電話（０２５６－４１－４０３２）		
	・田上町役場保健福祉課		
	電話（０２５６－５７－６１１２）		
	・三条市役所		
	電話（０２５６－３４－５５１１）		
	・新潟市役所		
	電話（０２５－２２８－１０００）		

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病 院 名 所 在 地	
	氏 名	
	電 話 番 号	
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	（ ）
	住 所	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 利用にあたっての留意事項

- ・介護保険証、後期高齢者医療保険証等に変更、更新があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・訪問リハビリテーションの利用や中止や変更を望まれる場合、早めに当施設、ないし担当の居宅介護支援専門員にご連絡をください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2

事業者（法人）名 医療法人社団 白美会

代表者職・氏名 理事長 種子田 吉郎 印

説明者職・氏名 支援相談員 印

私は、事業者より上記の重要事項説明書について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人
(選任した場合) 住 所

氏 名 印